## 議案第82号

### 新座市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

新座市建築基準法等関係手数料条例(令和2年新座市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後

### 別表第1 (第2条関係)

建築基準法関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
		[略]
仮設興	建築基準法第85条第	[略]
行場等	<u>6 項</u> の規定に基づく仮	
建築許	設興行場等の建築の許	
可申請	可の申請に対する審査	
手数料		
特別仮	建築基準法第85条第	
設興行	<u>7項</u> の規定に基づく特	
場等建	別な仮設興行場等の建	
築許可	築の許可の申請に対す	
申請手	る審査	
数料		
		[略]
興行場	建築基準法 <u>第87条の</u>	[略]
等に用	<u>3第6項</u> の規定に基づ	
途を変	く用途を変更して興行	
更する	場等とする建築物の使	
建築物	用に係る許可の申請に	
の使用	対する審査	
許可申		
請手数		
料		
特別興	建築基準法 <u>第87条の</u>	
行場等	<u>3第7項</u> の規定に基づ	
に用途	く用途を変更して特別	
を変更	興行場等とする建築物	
する建	の使用に係る許可の申	
築物の	請に対する審査	
使用許		
可申請		
手数料		

# 別表第3(第2条関係)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
長期優	長期優良住宅の普及の	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年
良住宅	促進に関する法律第5	法律第81号)第6条の2第3項に規定する確認書若
建築等	条第1項から <u>第7項</u> ま	しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優
計画等	での規定に基づく長期	良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号
認定申	優良住宅建築等計画 <u>又</u>	に掲げる基準に適合しているものに限る。)又はこれ
請手数	は長期優良住宅維持保	らの写しが提出された場合
<u>料</u>	<u>全計画</u> の認定の申請に	(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞ
	対する審査(次項に規	れ次に定める額
	定する審査を除く。)	a·b [略]
		<u>c</u> 建築を伴わない場合 13,000円

改 正 前

### 別表第1 (第2条関係)

建築基準法関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
		[略]
仮設興	建築基準法第85条第	[略]
行場等	<u>5項</u> の規定に基づく仮	
建築許	設興行場等の建築の許	
可申請	可の申請に対する審査	
手数料		
特別仮	建築基準法第85条第	
設興行	<u>6 項</u> の規定に基づく特	
場等建	別な仮設興行場等の建	
築許可	築の許可の申請に対す	
申請手	る審査	
数料		
		[略]
興行場	建築基準法 <u>第87条の</u>	[略]
等に用	3第5項の規定に基づ	
途を変	く用途を変更して興行	
更する	場等とする建築物の使	
建築物	用に係る許可の申請に	
の使用	対する審査	
許可申		
請手数		
料		
特別興	建築基準法 <u>第87条の</u>	
行場等	<u>3第6項</u> の規定に基づ	
に用途	く用途を変更して特別	
を変更	興行場等とする建築物	
する建	の使用に係る許可の申	
築物の	請に対する審査	
使用許		
可申請 手数料		

### 別表第3 (第2条関係)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
長期優	長期優良住宅の普及の	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年
良住宅	促進に関する法律第5	法律第81号)第6条の2第3項に規定する確認書若
建築等	条第1項から <u>第5項</u> ま	しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優
計画認	での規定に基づく長期	良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号
定申請	優良住宅建築等計画の	に掲げる基準に適合しているものに限る。)又はこれ
手数料	認定の申請に対する審	らの写しが提出された場合
	査(次項に規定する審	(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞ
	査を除く。)	れ次に定める額
		a·b [略]

- (4) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次 に定める額
  - a 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (a) · (b) 「略]
    - <u>億</u> 建築を伴わない場合 25,000円
  - b 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (a) · (b) [略]
    - 健 建築を伴わない場合 42,000円
  - c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,500平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (a) · (b) [略]
    - 健 建築を伴わない場合 78,000円
  - d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え 5,000平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (a) · (b) 「略]
    - (2) 建築を伴わない場合 118,000円
  - e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下のもの 次に掲げ る区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (a) · (b) [略]
    - (2) 建築を伴わない場合 173,000円
  - f 床面積の合計が10,000平方メートルを超 え20,000平方メートル以下のもの 次に掲 げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (a) · (b) 「略]
    - (2) 建築を伴わない場合 300,000円
  - g 床面積の合計が20,000平方メートルを超 え30,000平方メートル以下のもの 次に掲 げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (a)・(b) [略]
    - (2) 建築を伴わない場合 386,000円
  - h 床面積の合計が30,000平方メートルを超 えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に 定める額
    - (a) · (b) [略]
    - (2) 建築を伴わない場合 451,000円
- イ ア以外の場合
  - (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額
    - a・b [略]
    - c 建築を伴わない場合 85,000円
  - (4) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次 に定める額
    - a 床面積の合計が500平方メートル以下のもの

- (4) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次 に定める額
  - a 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) · (b) [略]

b 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) · (b) 「略]

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,500平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) · (b) [略]

d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え 5,000平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) · (b) 「略]

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下のもの 次に掲げ る区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) · (b) [略]

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超 え20,000平方メートル以下のもの 次に掲 げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) · (b) [略]

g 床面積の合計が20,000平方メートルを超 え30,000平方メートル以下のもの 次に掲 げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) · (b) [略]

h 床面積の合計が30,000平方メートルを超 えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に 定める額

(a) · (b) [略]

- イ ア以外の場合
  - (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額

a·b 「略]

- (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次 に定める額
  - a 床面積の合計が500平方メートル以下のもの

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(3)・(6) 「略]

- (2) 建築を伴わない場合 194,000円
- b 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) [略]
  - (c) 建築を伴わない場合 306,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,500平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) 「略]
  - (2) 建築を伴わない場合 599,000円
- d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え 5,000平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) [略]
  - (c) 建築を伴わない場合 1,068,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下のもの 次に掲げ る区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) 「略]
  - (c) 建築を伴わない場合 1,832,000円
- f 床面積の合計が10,000平方メートルを超 え20,000平方メートル以下のもの 次に掲 げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) 「略]
  - (1) 建築を伴わない場合 3,384,000円
- g 床面積の合計が20,000平方メートルを超 え30,000平方メートル以下のもの 次に掲 げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) [略]
  - (2) 建築を伴わない場合 4,832,000円
- h 床面積の合計が30,000平方メートルを超 えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に 定める額
  - (a) · (b) [略]
  - (2) 建築を伴わない場合 5,919,000円

[略

# 長良建計変定手期住築画更申数

- ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第 3項に規定する確認書若しくは同条第4項の住宅性能 評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する 法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している ものに限る。)又はこれらの写しが提出された場合
  - (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額
    - a・b [略]
    - c 建築を伴わない場合 6,500円
  - (4) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次 に定める額
    - a 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(3)・(6) 「略]

- b 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) [略]
- c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,500平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) 「略]
- d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え 5,000平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) [略]
- e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下のもの 次に掲げ る区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) 「略]
- f 床面積の合計が10,000平方メートルを超 え20,000平方メートル以下のもの 次に掲 げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) [略]
- g 床面積の合計が20,000平方メートルを超 え30,000平方メートル以下のもの 次に掲 げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) [略]
- h 床面積の合計が30,000平方メートルを超 えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に 定める額
  - (a) · (b) [略]

「略〕

# 長期優良生等建工建工更計更計型大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大<

長期優良住宅の普及の 促進に関する法律第8 条第1項の規定に基づ く長期優良住宅建築等 計画の変更の認定の申 請に対する審査(次項 に規定する審査を除 く。)

- ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第 3項に規定する確認書若しくは同条第4項の住宅性能 評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する 法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している ものに限る。)又はこれらの写しが提出された場合
  - (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額
    - a·b 「略]
  - (4) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次 に定める額
    - a 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築

物の変更後の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略] (c) 建築を伴わない場合 12,500円

- b 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) 「略]
  - (g) 建築を伴わない場合 21,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,500平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) [略]
  - ( 建築を伴わない場合 39,000円
- d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え 5,000平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) 「略]
  - (2) 建築を伴わない場合 59,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下のもの 次に掲げ る区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) [略]
  - (1) 建築を伴わない場合 86,500円
- f 床面積の合計が10,000平方メートルを超 え20,000平方メートル以下のもの 次に掲 げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) [略]
  - (g) 建築を伴わない場合 150,000円
- g 床面積の合計が20,000平方メートルを超 え30,000平方メートル以下のもの 次に掲 げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) 「略]
  - (2) 建築を伴わない場合 193,000円
- h 床面積の合計が30,000平方メートルを超 えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に 定める額
  - (a) · (b) [略]
  - (1) 建築を伴わない場合 225,500円
- イ ア以外の場合
  - (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額
    - a·b [略]
    - <u>c</u> 建築を伴わない場合 42,500円
  - (4) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次 に定める額
    - a 床面積の合計が500平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
      - (a) · (b) 「略]
      - (2) 建築を伴わない場合 97,000円

物の変更後の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(a)・(b) 「略]

b 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) · (b) [略]

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,500平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) · (b) [略]

d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え 5,000平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) · (b) 「略]

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下のもの 次に掲げ る区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) · (b) [略]

- f 床面積の合計が10,000平方メートルを超 え20,000平方メートル以下のもの 次に掲 げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) · (b) [略]
- g 床面積の合計が20,000平方メートルを超 え30,000平方メートル以下のもの 次に掲 げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) · (b) 「略]

h 床面積の合計が30,000平方メートルを超 えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に 定める額

(a) · (b) [略]

- イ ア以外の場合
  - (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額

a·b [略]

- (4) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次 に定める額
  - a 床面積の合計が500平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) · (b) 「略]

	b 床面積の合計が500平方メートルを超え
	1,000平方メートル以下のもの 次に掲げる
	区分に応じ、それぞれ次に定める額
	(a) · (b) [略]
	(c) 建築を伴わない場合 153,000円
	c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え
	2,500平方メートル以下のもの 次に掲げる
	区分に応じ、それぞれ次に定める額
	(a) · (b) [略]
	(c) 建築を伴わない場合 299,500円
	d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え
	5,000平方メートル以下のもの 次に掲げる
	区分に応じ、それぞれ次に定める額
	(6) 建築を伴わない場合 534,000円
	e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え
	10,000平方メートル以下のもの 次に掲り
	る区分に応じ、それぞれ次に定める額
	(a)・(b) [略]
	(c) 建築を伴わない場合 916,000円 f 床面積の合計が10,000平方メートルを起
	え20,000平方メートル以下のもの 次に対 げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
	(a) · (b) [略]
	(g) 建築を伴わない場合 1,692,000F
	g 床面積の合計が20,000平方メートルを表
	え30,000平方メートル以下のもの 次に担
	げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
	(a) · (b) 「略]
	(c) 建築を伴わない場合 2, 416, 000F
	h 床面積の合計が30,000平方メートルを表
	えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に
	定める額
	(a) · (b) [略]
	(c) 建築を伴わない場合 2,959,500F
<u>.                                      </u>	[略]
長期優	[略]
良住宅	
<u>建築等</u>	
計画等	
の認定	
を受け	
た地位	
の承継	
の承認	
申請手	
数料	
	[略]

	b 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略]
	c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,500平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略]
	d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え 5,000平方メートル以下のもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略]
	e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下のもの 次に掲げ る区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略]
	f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(a)・(b) [略]
	g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(a)・(b) [略]
	h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略]
	[略]
長期優 良住宅 建築等 計画の	[略]
認定 を 受けた 地位の	
承継の 承認申 請手数 料	
7.1	[略]

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

令和4年8月30日提出

新座市長 並 木 傑

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請等に係る手数料の額を定めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。